

別添 2

非木造建物数量計測基準

I 総 則

- 1 この基準は、非木造建物要領第 10 条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 3 数量の計測及び計算にあたっては、Ⅱ からⅨの規定によるものとする。ただし、物件移転等標準書（以下「標準書」という。）に統計単価が存する場合は、統計単価の単位数量によるものとする。
- 4 数量を求める対象は、別添 3 非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 5 この基準において「設計寸法」とは、別添 1 非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 6 この基準において使用する統計数量値は、別表統計数量表に掲げるものとする。

Ⅱ 建 築（直接仮設）

- 1 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の直接仮設の数量は、別表統計数量表より算出するものとする。
- 2 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅以外の直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
 - (1) 水盛りかた
建物の建築面積とする。
 - (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
 - (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
 - (4) 外部足場
 - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から 1 m 離れた部分の水平延長（外部足場の設置延長）に、建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
 - ② 外部足場は枠組本足場を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。
 - (5) 安全手すり

外部足場の設置延長とする。

(6) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として、3階建以上の建物で必要がある場合に設ける。

登り栈橋の勾配は、30度以下とする。

(7) 内部足場

① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ m^2 ）とする。

② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。

③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準ずる。

④ 内部足場の使用区分は、表－1を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－1 内部足場使用区分

項 目	条 件	
く 体	階高4.0m以下	脚 立 足 場
	階高4.0m超	枠 組 棚 足 場
仕 上 （ 天 井 ）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	棚 足 場
仕 上 （ 壁 ）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	本 足 場
設 備	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	移 動 式 足 場

(8) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要がある場合に設ける。

(9) 災害防止

① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。

② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(10) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(11) 清掃片付け

① 建物の延べ床面積により算出し、工事期間中毎日の清掃片付け、整理整頓及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。

② ダストシュートを設置する場合は、箇所当たりで算出する。

(12) その他

その他必要に応じて計上する。

Ⅲ 建 築（土 工）

1 土工とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並

びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは、別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数量値によりがたい場合並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は、次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（G L）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根 切

根切とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さによる体積による。

根切面積とは、原則として、基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

根切深さとは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として、作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊に備えるため根切深さに土質と根切深さに応ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の2分の1を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ2.0mまでは0.3m、2.0mを超えるときは0.6mを標準とする。

土質を根切深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ5.0mまでは0.3を、5.0mを超えるときは0.6mを標準とする。必要があるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交差する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋 戻

埋戻とは、根切と基礎又は地下構築物等との間隙の土又は砂等による充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨

コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加減しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(6) 盛 土

盛土とは、図示によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(7) 不用土処分

不用土処分とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により値切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山 止

① 山止とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さと山止壁周長とによる山止壁面積及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切等の山止については、それぞれの山止高さと山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばり等山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量等に基づいて山止計画を設定したうえ計測・計算する。

(9) 排 水

① 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、①による排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

IV 建 築（地 業）

1 杭地業とは、既製杭、場所打コンクリート杭等、独立基礎、布基礎又は底盤等建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理等の数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

V 建 築（く 体）

1 コンクリート

(1) コンクリートは、積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

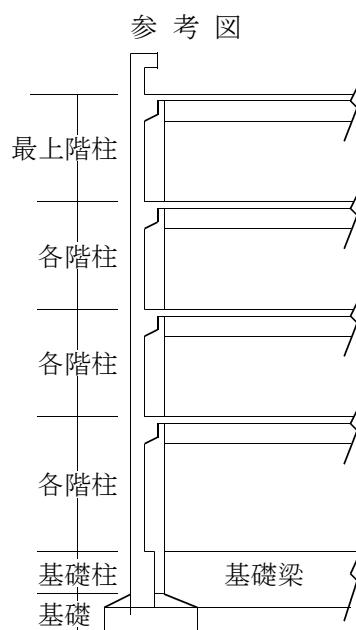
① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には、基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリート等の調合、強度、材料等により区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。



2 型 枠

(1) 型枠の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造等材料、工法、コンクリート打設面等により区分して計算する。

3 鉄 筋

(1) 鉄筋の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

4 鉄 骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表による。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

VI 建 築（仕 上）

1 間仕切下地

間仕切下地とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。

主な材種別は、おおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

- ② 間仕切下地の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類の内法寸法等開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

- ③ 間仕切下地の開口部のための補強は、原則として、計測の対象としない。

(2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板等による間仕切下地は、図示による枚数、面積又は体積を数量とすることができる。

③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

④ 金属材

軽量鉄骨等の間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

2 仕上

仕上とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の附合又はく体の表面の加工等をいう。ただし、建築設備に属するものを除く。

(1) 仕上の区分

① 外部仕上と内部仕上

仕上は、積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に大別する。ただし、内外遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニー等ごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

ア 屋根・外部床

屋根・外部床とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

イ 外壁

外壁とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木等は外壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

ウ 外部開口部

外部開口部とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺等は開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

エ 外部天井

外部天井とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

オ 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突等ア～エの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

③ 内部仕上

内部仕上とは、原則として、各階、各室、内部階段等ごとに、以下に定められるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

ア 内部床

内部床とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

イ 内 壁

内壁とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木等は壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

ウ 内部開口部

内部開口部とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類等をいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺等は内部開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

エ 内部天井

内部天井とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

オ 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品等ア～エの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

(2) 仕上の計測、計算

① 共通事項

ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として、外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部分について共通とする。

イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア) 表面処理とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾等のための塗装、吹付などをいう。

(イ) 主仕上とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ) 仕上下地とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類等に区別する。

(エ) 附合物とは、仕上の保護又は意匠、装飾等のために主として主仕上に附合する材料製品、器具等をいう。

エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地等の組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として、主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が0.5㎡以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が0.05mを超えるときは、原則として、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

(エ) 専用住宅又は共同住宅に係る階段室の内壁施工面積は、木造建物数量積算基準第8第2項と同様に、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 ㎡	1階床より2階床までの面積

イ 附合物等の計測

附合物等について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又

は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

エ 特殊材料等の計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等前各号の定めによらないときは、その旨明記する。

(3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要があるとき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工等について計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (ア) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測する必要があるときは、防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板等による仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんが等の組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (ア) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として、共通とする。

(イ) 防水層等の数量は、原則とし、てく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立入り防水層等の数量は、その立上り寸法と設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部等のコーキング防水等について計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石 材

ア (ア) 天然石、人造石等石材による主仕上の計測に当たっては、2 (2) ②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部等の面積が0.1㎡以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は

箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示の寸法による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上等について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。

⑥ 木 材

ア (ア) 木材による開口部等の枠、額縁等の数量は、原則として、図示の寸法による箇所数による。必要があるときは開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は、図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さに両端の接合等のため必要な長さとして0.15mを加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さに、削り代として片面削りの場合は0.003m、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみなす。

(エ) 板類の木材による主仕上げについて、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板材 突き付けの場合 10%

実 は ぎ の 場 合 15%

合じゃくり、羽重ねの場合 15%

各 種 合 板 類 15%

各 種 フ ロ ー リ ン グ 類 10%

(オ) 養生砥の粉塗り等は、原則として、計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

⑦ 屋根材

- ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製等の屋根材による主仕上の計測に当たっては、2仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として、軒先等までの図示の寸法による面積から、天窓の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。
- (イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦等は、原則として、役物類としない。特殊な役瓦等について計測する必要があるときは、図示の形状、寸法等に基づく長さ又は個数を数量とする。
- (ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則として、その設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とする。

⑧ 金属材

- ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口等は谷樋、呼び樋、軒樋、ルーフドレイン、堅樋、養生管などの数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。
- (イ) ルーフドレイン、堅樋、養生管等雨水排水金物類等で系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。
- (ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として、材種を明記して金属材の定めを準用する。
- イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。
- (イ) 金属材等による骨組下地の開口部等のための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。
- (ウ) メタルラス、ワイヤラス等金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

⑨ 左官材

- ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。
- (イ) 左官材による表面処理は、原則として、計測の対象としない。必要があるときは、表面処理すべき主仕上の数量による。
- イ (ア) モルタル下地、ラスこすり等左官材による下地類について計測する必要があるときは、その主仕上の数量による。
- (イ) 建具類の周囲モルタル充てん等について計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

⑩ 木製建具類

- ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち建具金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

⑪ 金属製建具類

ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

(オ) 強化ガラス、アクリル等による建具類の計測については、原則として、材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

⑫ ガラス材

ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格等々に、原則として、建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。

(イ) 額入建具等のガラスについて計測する必要があるときは、原則として、図示の寸法による。

(ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは、特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。

(エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロック等のガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラス等は、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。

(オ) 鏡等ガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。

(カ) ガラス類の清掃、養生等を計測する必要があるときは、ガラスの数量による。

(キ) パテ、シール、コーキング、ガスケット等について計測する必要があるときは、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

⑬ 塗装材

ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として、表面処理すべき主仕上の数量による。

(イ) 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値による

ことができる。

⑭ 内（外）装材

ア (ア) 布張り、紙張り等の重ね代は計測の対象としない。

(イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。

(ウ) たたみ、じゅうたん等の数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。

イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は、計測の対象としない。

⑮ 仕上ユニット

ア (ア) 間仕切ユニット等は、材種、規格等により区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする。

(イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所等は、図示の性能、形状等ごとに、組数又は個数を数量とする。

(ウ) 家具、備品、スクリーン等は、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔等は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

⑯ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材等による外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は、原則として、図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方位、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理等は、仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。計測の必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

⑰ その他

ア・イ 防音、防湿等特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

Ⅶ 電気設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

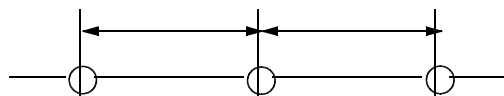
(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

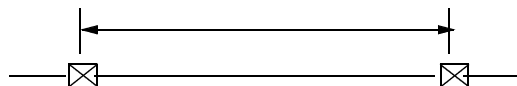
(3) 配管配線工事

- ① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。
- ② 電線保護管等は、種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。
- ③ 配管配線は、階別に明示する。
- ④ 位置ボックス、ジョイントボックスは、使用区分により区分する。
- ⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。
- ⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。
- ⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。
- ⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は、次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

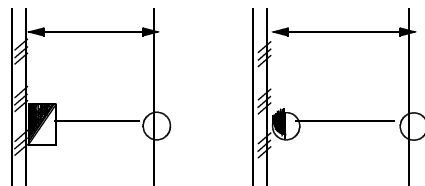


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

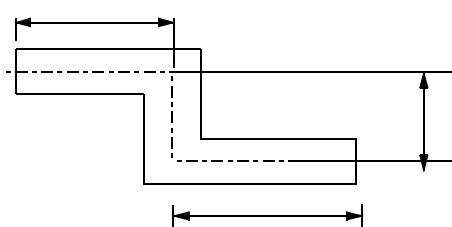


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は、布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は、原則として、図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

- ⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電	線	10%
ケ	ー	
ブ	ル	10%
電	線	
管		10%

(4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は、記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

(5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材等は、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。又、プラグ付の場合は、その旨明示する。

ウ その他の配線器具等については、上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号等により区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は、上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御盤は、名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は、支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。

オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。

カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。

ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

① 高低圧配電盤等は、形式、構造、規格別により区分する。

② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別等により区分する。

③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量等により区分する。

④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。

⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサ等は、規格、容量別により区分する。

⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑩ 電線、ケーブル類、保護材料等は、1 共通工事（3）の当該事項による。

⑪ 制御用ケーブル等は、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品は、エルボ、ティーエンドクローザー等に区分する。

⑬ 接地母線、分岐線は、第1種、第2種、第3種、特別第3種等の接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量等により区分する。

② 配電盤等は、(5)②による。

③ 燃料槽、減圧水槽等は、材質、容量別に計上する。

④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。

⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管等は、系統別、管種別、寸法別に区分する。

⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

① ボックス類

壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。

② フロアダクト

種別、寸法別に区分する。

③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

(8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置等の機器類は、形式、記号別に区分する。

(9) 構内交換設備

- ① 交換機は、形式、構造、容量等により区分する。
- ② 局線中継台は、形式、構造等により区分する。
- ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量等により区分する。
- ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量等により区分する。
- ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
- ⑥ その他の機器類については、上記に準ずるものとする。
- ⑦ 電線、ケーブル、保護材料等は、1 (3) の当該事項による。

Ⅷ 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(3) 配管工事

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10%
	銅	管	5%
	鉛	管	5%
	硬質塩ビ管		10%
屋外配管	鋼	管	5%
	硬質塩ビ管		5%

(4) 保温工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナー等の保温工事は、区別する。

(5) 塗装工事

- ① 工事科目別に区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 壁又は床を配管若しくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量は、スリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量等による。

2 給排水衛生設備

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号等別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具等の各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法等別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手等の各機器は、形式、規格、呼び径別等に区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートます等のます類については、記号別、G L から管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機等の数量は、形式、能力、容量、規格、寸法等の別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器等の機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に

区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出等）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は、口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップ等の器具は、2（2）②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

IX 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材等を十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要な部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔等の必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法等の工法別に
区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

①に準ずる。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費等を計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代等で、場所、条件等を考慮する。

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級等に区別して計上する。